

国民健康保険の「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を送付します

国民健康保険に加入されている皆さまへ「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を7月中旬ごろに順次発送します。現在お持ちの「資格情報のお知らせ」「資格確認書」については、8月1日以降に個人情報を読み取れないよう、ご自身で細断するなどして破棄してください。

【マイナ保険証を持っている(利用登録している)人】

「資格情報のお知らせ」を普通郵便で送付します。マイナ保険証が機械で読み取りができない場合などには、「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証と一緒に提示することで受診することが可能です。

【マイナ保険証を持っていない(利用登録していない)人】

「資格確認書」を簡易書留で送付します。不在で受け取ることができなかった場合には、不在配達通知書が届きますので、郵便局へ再配達を依頼してください。なお、お手元の「資格確認書」の有効期限は7月31日です。

【70歳から74歳までの人、70歳になる人へ】

70歳から74歳までの人の「資格情報のお知らせ」「資格確認書」には、世帯の所得状況により負担割合が「2割」または「3割」、有効期限が「令和9年7月31日」と明記されています。70歳になる人は有効期限が誕生日の月末まで(1日生まれの場合は、誕生月の前月末)となります。有効期限以降の「資格情報のお知らせ」「資格確認書」は誕生日月の20日前後に発送します。

【ご注意ください】

すでに他の医療保険に加入している場合、国民健康保険の離脱の届け出をする必要があります。届け出をしないと、国民健康保険と他の医療保険の保険料が二重で請求されることとなります。また、他の医療保険加入中に国民健康保険を使用して診療を受けた場合、国民健康保険が負担した医療費を返還し、加入中の保険にご自身で請求していただく必要が生じます。

<国民健康保険を離脱する届け出に必要なもの>

- ①新しい健康保険に加入したことを証明するもの(例：新しい健康保険の「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」など)
- ②養老町国民健康保険の「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」
- ③本人確認書類(例：マイナンバーカード、運転免許証など)

☎ 住民環境課 ☎32-1104

令和8年度国民年金保険料免除などの申請を受け付けます

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合には、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。令和8年度分の免除・猶予については7月1日から受け付けており、7月分から令和9年6月分までの期間を対象として審査されます。また、免除申請は一定の将来期間のほか、保険料の納付期限から2年を経過していない期間(申請時点から2年1カ月前までの期間)について、遡って申請をすることができます。

保険料の納付や免除などの申請を忘れたことによって、障害年金などの受け取りができないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請してください。

なお、詳細や申請に必要なものにつきましては「日本年金機構のホームページ」をご確認いただくか、下記までお問い合わせください。



☎ 大垣年金事務所 ☎78-5166
住民環境課 ☎32-1104

国民年金保険料の
免除制度・納付猶予制度について
(日本年金機構ホームページ)